

中小法人・個人事業者のための

# 一 時 支 援 金

緊急事態宣言の影響緩和

## 申請要領

### 個人事業者等向け

2021年6月3日時点版

一時支援金事務局

申請の前に、登録確認機関で、事前確認を受けてください。  
今後、更新する場合がありますので、申請時に最新版をご確認ください。

# はじめに

## 一時支援金とは？

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき2021年1月7日に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）に伴う**飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛**により、特に大きな影響を受け、売上が大きく減少している**中堅企業、中小企業その他の法人等及びフリーランスを含む個人事業者**に対して、**緊急事態宣言の影響が特に大きい2021年1月から同年3月までの期間**における影響を緩和して、事業の継続を支援するため、**事業全般に広く使える一時支援金**を迅速かつ公正に給付するものです。

## 事前確認

一時支援金の給付の申請を行う前に、中小企業庁が事務局を通して登録した登録確認機関から以下の（１）および（２）に該当することの確認を受ける必要があります。

- （１）事業を実施していること
- （２）給付対象その他の給付要件を正しく理解していること

登録確認機関による事前確認に必要な書類や確認内容、依頼方法については、一時支援金HPをご確認ください。（<https://ichijishienkin.go.jp/>）

## 給付額

給付額 = 2019年又は2020年の1月から3月までの売上

（2019年又は2020年同月比 50%となっている2021年対象月の売上×3ヶ月）

個人事業者等は**30万円**が上限額です。

給付額の算定に用いる事業収入（売上）については、持続化給付金や家賃支援給付金を含めた新型コロナウイルス感染症対策に関連する現金給付を除いた額で申請していただく必要があります。詳細については、P.7を参照ください。

本申請要領は、**フリーランスを含む個人事業者**の方向けです。

主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等は、「**主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等向け**」の申請要領をご覧ください。

## 相談ダイヤル

一時支援金相談窓口 フリーダイヤル **0120-211-240**

[IP 電話専用回線] 03-6629-0479

営業時間 8:30～19:00（土曜日・祝日含む全日）

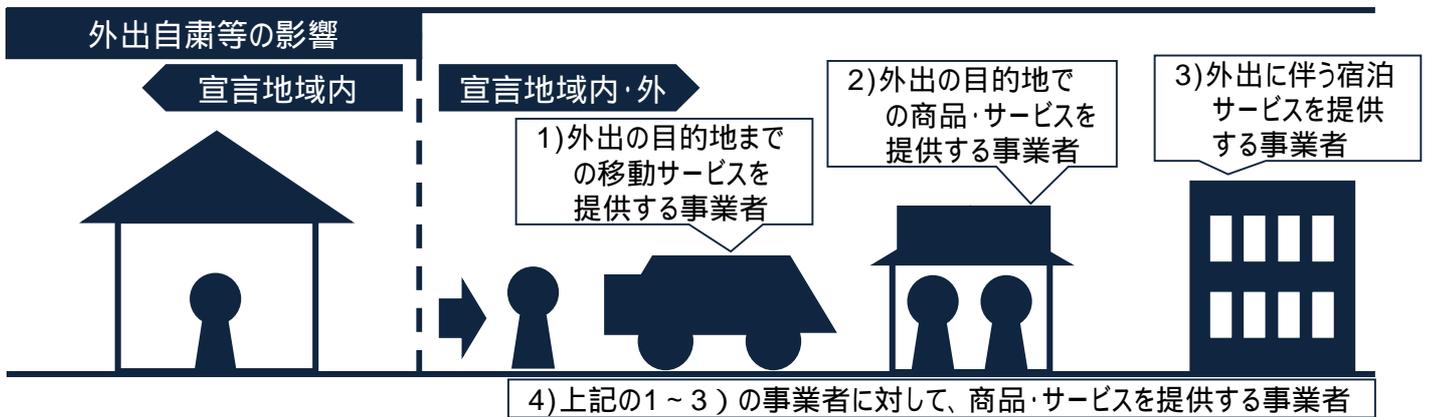
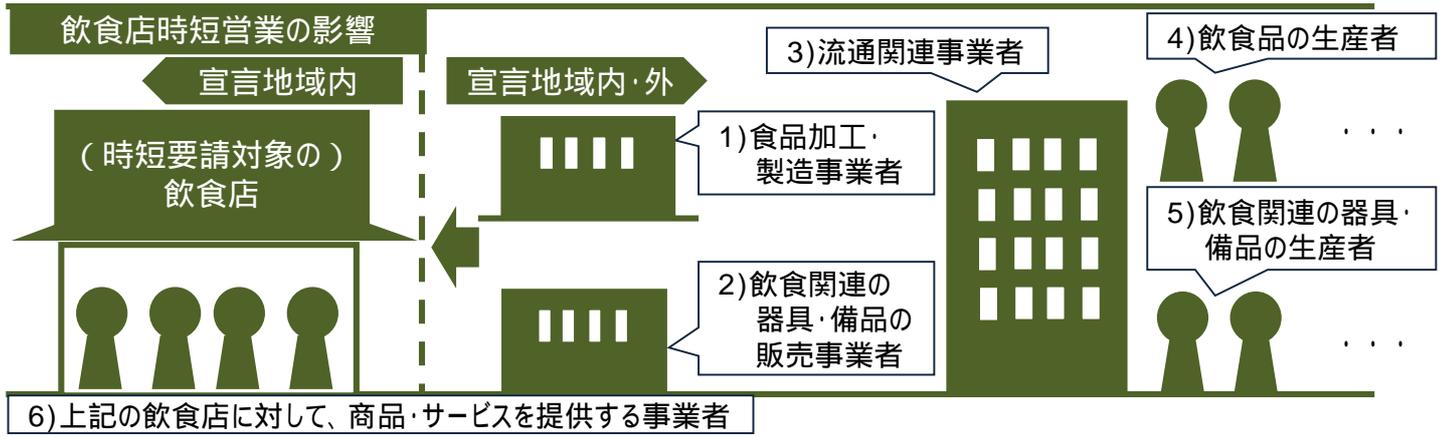
最新の営業時間につきましては、一時支援金事務局HPをご確認ください。

申請サポート会場については、一時支援金HPでご確認下さい。

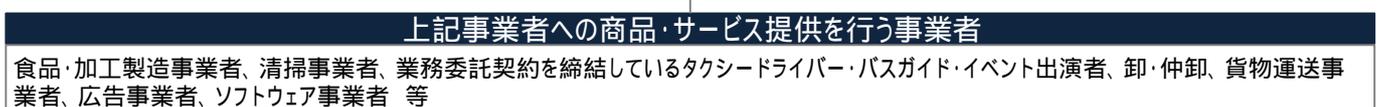
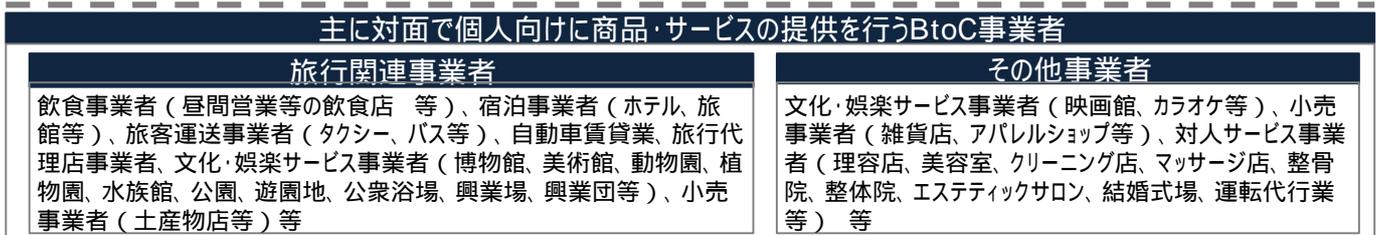
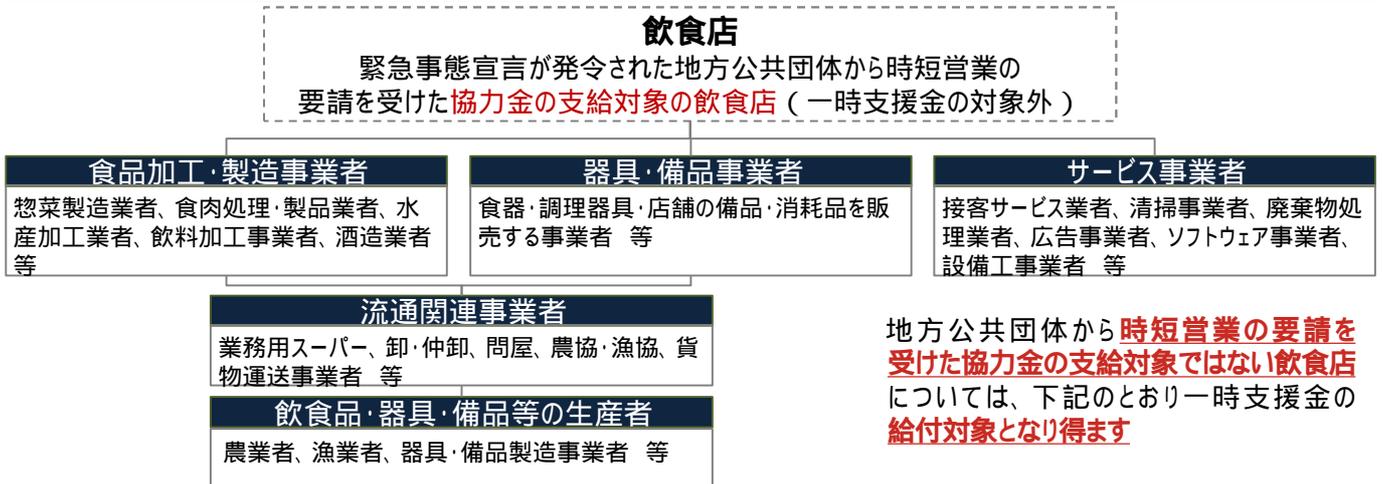
**「一時支援金」の不正受給は犯罪です。**

# 前提 (給付対象について)

## 給付対象者のイメージ



## 給付対象となり得る事業者の具体例



対象となり得る業種に該当しても、緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けて、売上が50%以上減少していなければ給付対象外です。例えば、宣言地域外において、地域コミュニティ内の顧客のみと取引を行う小売店や生活関連サービスは給付対象外です。

# 前提 (保存資料について)

- 申請時に提出することは不要ですが、申請者が給付要件を満たさないおそれがある場合に、**保存書類の提出を求める等の調査を行うことがあります**。そのため、求めに応じて速やかに提出できるよう、**電子的方法等により7年間保存してください**。
- 調査の際、保存書類がない場合又は不十分な場合には、「保存書類が存在しない、又は不十分な理由」や「飲食店の時短営業又は外出自粛等の影響をどのように受けたのか」等を確認します。加えて、**申請者の販売・提供先等への調査について、申請者にも協力を求める場合があります**。

## 飲食店時短営業の影響関係

申請者所在地	宣言地域内で時短営業の要請を受けた飲食店との取引関係	保存書類
(A) 全国	直接取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>宣言地域内で時短営業の要請を受けた飲食店又はその間接取引先（卸売市場、流通事業者等）との<b>反復継続した取引<sup>1</sup></b>を示す「<b>帳簿書類及び通帳</b>」。</li> </ul> <p><sup>1</sup> 「反復継続した取引」とは、2019年の1～3月及び2020年の1～3月のそれぞれの期間において複数回の取引を行っていることを指す。ただし、契約形態等により、複数回の取引を行っていない場合は、1回の取引がその事業の主たる取引となっていれば、その取引を示す「帳簿書類及び通帳」でも可。（以下同じ。）</p>
(B) 宣言地域内		
(C) 宣言地域外	間接取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>自らの販売・提供先との<b>反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳</b>」。（上記(A)、(B)と同様）</li> <li>加えて、自らが販売・提供する商品・サービスが、上記販売・提供先を經由して、宣言地域で時短営業の要請を受けた飲食店に届いていることを示す情報として、同販売・提供先が宣言地域内の<b>卸売市場又は流通事業者</b>である、又は宣言地域内に所在する<b>同飲食店、卸売市場又は流通事業者と反復継続した取引を行っていることを示す書類・統計データ<sup>2</sup></b></li> </ul> <p><sup>2</sup> 自らの販売・提供先が所在する地域（都道府県単位以下の範囲）から、宣言地域の卸売市場等に対して、反復継続して、自らが販売・提供する商品・サービス（品目単位）が提供されていることを示す統計データ（青果物卸売市場調査等）等</p>

## 外出自粛等の影響関係

申請者所在地	事業	申請者所在地
(A) 宣言地域内	主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行う <b>B to C事業者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人顧客との継続した取引（毎日複数回の取引を行っていること。以下同じ。）を示す「<b>帳簿書類及び通帳</b>」及び「<b>商品・サービスの一覧表、店舗写真、及び賃貸借契約書若しくは登記簿</b>」<sup>1</sup>等の左記地域内で左記事業を営んでいることが分かる書類</li> </ul> <p><sup>1</sup> 左記事業を営んでいることが分かる場合は許認可書で代用可</p>
(B) 宣言地域外で特に外出自粛の影響を受けている地域	主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行う <b>旅行関連事業者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(A)に求める保存書類</li> <li>加えて、所在市町村が、2021年1月以前から公開されている2016年以降の<b>旅行客の5割以上が宣言地域内から来訪している市町村等<sup>2</sup></b>であると分かる<b>統計データ</b>(V-RESAS等)</li> </ul> <p><sup>2</sup> 都道府県よりも狭い地域を対象とした統計データであれば可</p>
(C) <sub>3</sub> 全国	<b>宣言地域の個人顧客との継続した取引のある事業者全般</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人顧客との継続した取引を示す「<b>帳簿書類及び通帳</b>」</li> <li>加えて、宣言地域の個人顧客と反復継続して取引していることが分かる、<b>顧客データ・顧客台帳</b>又は、<b>自ら実施した顧客調査の結果</b>（=いずれも対象期間は、少なくとも2019年から申請日までの任意の1週間とする。）</li> </ul>

<sup>3</sup> 申請者所在地・事業の条件が合致する限りは、(A)～(C)から任意の保存書類を選択することが可能であり、例えば、**申請者所在地・事業が(A)又は(B)に該当しているが指定の保存書類の準備が難しい場合に、(C)に基づいて保存書類を準備することもできる**。

(D) 全国	<b>直接、(A)～(C)に商品の販売又はサービスの提供を行う事業者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>販売・提供先が(A)～(C)であることを示す書類。</li> <li>加えて、上記販売・提供先と<b>反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳</b>」。</li> </ul>
(E) 全国	<b>販売・提供先を經由して、(A)～(C)に商品の販売又はサービスの提供を行う事業者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自らの販売・提供先との<b>反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳</b>」。</li> <li>加えて、自らの販売・提供先が、(A)～(C)との<b>反復継続した取引を示す書類又は統計データ</b>。</li> </ul>

協力金の支給対象となる時短営業等の要請を受けていない飲食店については、(A)～(C)でそれぞれ求められる保存資料に加えて、**営業許可証及び営業時間を示す写真等の同要請対象ではないことを示す書類**の保存が必要です。

上記の証拠書類等を保存していたとしても、自らの商品・サービスが宣言地域内で時短営業の要請を受けた飲食店に届いていない、宣言地域の個人顧客と継続して取引を行っていないなど、**給付要件に該当しない場合は給付対象外**です。

# 概略（申請から給付までの流れ）

## 申請から給付までの流れ

### 申請ID の発番

1

一時支援金ホームページへアクセスする

一時支援金

検索

一時支援金の申請用HP (<https://ichijishienkin.go.jp/>)

2

仮登録（申請ID発番）するボタンを押して、電話番号、メールアドレスを入力し、申請区分を選択して、仮登録する

3

入力したメールアドレス宛に本登録用メールが届いていることを確認し、ログインID及びパスワードを設定すると、申請IDが発番され、マイページが作成される

4

書類を準備の上、登録確認機関に事前確認を依頼する  
登録確認機関による事前確認に必要な書類や確認内容、依頼方法については、一時支援金HPをご確認ください  
<https://ichijishienkin.go.jp/>

5

登録確認機関の確認を受ける

6

[マイページ]にて

宣誓・同意事項

宣誓・同意事項を  
チェック (P.9)

基本情報

法人の基本情報と、  
ご連絡先 (P.15)

売上額

売上情報を入力する  
(P.15)

口座情報

振込先の口座情報を入力する (P.15)

7

必要書類を添付 確定申告書類の控え  
売上減少となった月の売上台帳等の写し  
本人確認書類の写し など(P.16～)  
スマホなどの写真画像でも可（できるだけきれいに撮影してください）

### 事前 確認

### 一時 支援金 の申請

## 一時支援金の申請

### 一時支援金事務局で、申請内容を確認

申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡します。

## 給付通知書を発送 / ご登録の口座に入金

# 一時支援金 申請の手続き

## 通常申請

1. 申請の要件を確認する

2. 申請する

## 申請特例

1. 要件・証拠書類等を確認する

## 申請時の注意事項

申請時の注意事項

# 1. 申請の要件を確認する ( 給付対象者・不給付要件 )

## 給付対象者

一時支援金の申請者は、緊急事態宣言の発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域（以下「宣言地域」という）で地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている飲食店と直接・間接の取引があること、又は宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことにより、2021年1月から3月までの期間（以下「対象期間」という。）のいずれかの月の月間事業収入が2019年又は2020年の同月と比較して50%以上減少した者であって（以下、これらの影響を総称して「緊急事態宣言影響」という。）、下記の（1）、（2）の給付要件をいずれも満たす必要があります。

- (1) 2019年以前から事業を行っている者であって、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が顕在化する前の年（申請者が2019年又は2020年から選択。以下「基準年」という。）及び対象期間において、事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続する意思があること。

事業収入は、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する「確定申告書 第一表」における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の考え方によるものとし、2019年及び2020年の年間事業収入は当該欄に記載されるものを用いることとする。

ただし、第8条第2号イに基づき市町村民税、特別区民税又は都道府県民税（以下「住民税」という。）の申告書類の控えを用いる場合には、2019年及び2020年の年間事業収入は市町村民税・道府県民税申告書の様式（5号の4）における「収入金額等」の事業欄に相当する箇所に記載されるものを用いることとする。

なお、課税特例措置により、当該金額と所得税青色申告決算書における「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額が異なる場合には、「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額を用いることができる。

- (2) 対象期間内に、基準年の同月と比べて、緊急事態宣言影響により事業収入が50%以上減少した月（以下「候補月」という。）が存在すること。

申請者が一時支援金の給付の申請に際し候補月のうち申請を行う日の属する月の前月までの中から任意に特定して申告するひと月を「対象月」という。

給付額の算定に用いる事業収入等については、持続化給付金や家賃支援給付金を含めた新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金や新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体による営業時間短縮営業に伴い支払われる協力金などを除いた額で申請していただきます。そのため、「確定申告書に記載の事業収入等」と「申請フォームに記載の事業収入」に相違があっても、不正受給等のおそれがある等の理由により調査等が必要であると事務局が認める場合を除き、原則として、事務局からは、その記載内容の確認や修正等の依頼は致しません。確定申告に当たっての給付金等を計上区分については、以下をご参照ください。

( [https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/jyoseikin\\_kazei.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/jyoseikin_kazei.pdf) )

青色申告を行っている場合は、基準年の同月の事業収入は、所得税青色申告決算書（一般用）における「月別売上（収入）金額及び仕入金額」欄の「売上（収入）金額」の額を用いることとする。ただし、青色申告を行っている者で、以下のいずれか～を満たす者の場合は、白色申告を行っている者等と同様に、基準年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとする。

所得税青色申告決算書の控えを提出しないことを選択した場合  
所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない場合又は記載の必要がない場合  
合理的な事由により当該書類を提出できないものと事務局が認める場合

「白色申告を行っている者の場合」、「確定申告書に所得税青色申告決算書（農業所得用）の控えを添付した場合」、「住民税の申告書類の控えを用いる場合」については、基準年の月次の事業収入が記載されないことから、基準年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入とを比較することとする。

**注：一時支援金の給付の申請を行うこと及び給付を受けることは同一の申請者（同一の申請者が異なる屋号・雅号を用いて複数の事業を行っている場合を含む。）に対してそれぞれ一度に限ります。（同一名義の売上を示す証拠書類に基づく申請は一度限りとします。）**

【参考】期間等の定義

- ・対象期間：2021年1月から3月までの期間
- ・基準年：新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が顕在化する前の年（申請者が2019年又は2020年から選択）
- ・基準期間：基準年の1月から3月まで
- ・候補月：対象期間内に、基準年の同月と比べて、緊急事態宣言影響により事業収入が50%以上減少した月
- ・対象月：申請者が一時支援金の給付の申請に際し候補月のうち申請を行う日の属する月の前月までの中から任意に特定して申告するひと月

# 1.申請の要件を確認する (給付対象者・不給付要件)

## 不給付要件

下記の(1)から(7)までのいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- (1) 一時支援金の給付通知を受け取った者
- (2) 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- (4) 政治団体
- (5) 宗教上の組織又は団体
- (6) 地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている飲食店
- (7) (1)～(6)に掲げる者のほか、一時支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと中小企業庁長官が判断する者

不給付要件のいずれかに該当する者は、たとえ不給付要件に該当しない他の事業を行っている場合であっても、一時支援金を受給することはできません。

# 1.申請の要件を確認する（宣誓・同意事項）

## 宣誓・同意事項

給付規程第9条の規定に基づき、次の（１）から（４）までのいずれにも宣誓し、次の（５）から（１１）までのいずれにも同意する必要があります。

また、虚偽の宣誓を行った場合や同意事項に違反した場合は、速やかに一時支援金の給付の辞退又は返還を行っていただきます。

宣誓・同意書の添付に加え、申請画面においても、宣誓・同意頂きます。

### 宣誓・同意事項

#### （１）給付要件を満たしていること

事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、**通常事業収入を得られない時期を対象月として緊急事態宣言の影響により事業収入が減少したわけでも関わらず給付を申請する場合、売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合や法人成り又は事業承継の直後など、（緊急事態宣言とは関係なく、）単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は、給付要件を満たさないため、**給付対象外**です。**

#### （２）給付規程第7条第3項の基本情報及び同条第4項の証拠書類等に虚偽のないこと

#### （３）給付規程別紙2で定める暴力団排除に関する誓約事項について遵守すること

#### （４）一時支援金の給付を受けた後も事業を継続する意思があること

#### （５）給付規程で定める確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳並びに中小企業庁又は事務局が定める緊急事態宣言影響を証明する証拠書類を電磁的記録等により7年間保存すること

#### （６）飲食店であって、地方公共団体による営業時間短縮要請に伴う協力金の支払対象であり、当該協力金が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている場合には、一時支援金の受給資格がないことに同意し、既に一時支援金を受給していた場合には速やかに返還すること

#### （７）事務局又は中小企業庁長官が委任若しくは準委任した者の求めに応じて、上記（５）で保存している情報を速やかに提出すること

#### （８）事務局又は中小企業庁長官が委任若しくは準委任した者が第13条に基づいて行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること

#### （９）給付規程に定める無資格受給又は不正受給等が発覚した場合には、給付規程第13条に従い一時支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること

#### （１０）提出した基本情報等が一時支援金の事務のために第三者に提供される場合及び一時支援金の給付等に必要範囲において申請者の個人情報第三者から取得される場合があること

#### （１１）給付規程に従うこと

# 1. 申請の要件を確認する（給付額の算定方法）

## 給付額の算定方法

一時支援金の給付額は、**30万円を超えない範囲**で、**2019年又は2020年（基準年）の1月から3月まで（基準期間）の事業収入から対象月（ ）の月間事業収入に3を乗じて得た額**を差し引いたものとする。

基準年の同月と比べて事業収入が50%以上減少した月を【候補月】と呼び、候補月のうち申請を行う日の属する月の前月までの中から任意に特定して申告するひと月を【対象月】と呼びます。

### 給付額の算定式

S：給付額（上限30万円）

A：基準期間の事業収入 白色申告等の場合、年間の事業収入÷12×3

B：対象月の月間事業収入

$$S = A - B \times 3$$

給付の上限は**30万円**となります。

**給付額の算定に用いる事業収入等については、持続化給付金や家賃支援給付金を含めた新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金や新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体による営業時間短縮営業に伴い支払われる協力金などを除いた額で申請していただきます。**そのため、「確定申告書に記載の事業収入等」と「申請フォームに記載の事業収入」に相違があっても、不正受給等のおそれがある等の理由により調査等が必要であると事務局が認める場合を除き、原則として、事務局からは、その記載内容の確認や修正等の依頼は致しません。確定申告に当たっての給付金等を計上区分については、以下をご参照ください。

（[https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/jyoseikin\\_kazei.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/jyoseikin_kazei.pdf)）

# 1. 申請の要件を確認する（算定例（青色申告））

## 給付額の算定例（青色申告）

給付金額の算定例1）**基準年を2019年**とする場合

2019年	1月	2月	3月
	60	60	60
2020年	1月	2月	3月
	30	30	30
2021年	1月	2月	3月
	20	40	40

A：2019年の1月から3月までの事業収入：180万円

B：2021年1月の月間事業収入：20万円

2019年1月の月間事業収入60万円に対して、2021年1月の月間事業収入が20万円であり、2019年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

$120万円 = 180万円 - 20万円 \times 3$

120万円 > 30万円（上限額）

**S：給付額30万円**

給付金額の算定例2）**基準年を2020年**とする場合

2019年	1月	2月	3月
	30	30	30
2020年	1月	2月	3月
	60	60	60
2021年	1月	2月	3月
	20	40	40

A：2020年の1月から3月までの事業収入：180万円

B：2021年1月の月間事業収入：20万円

2020年1月の月間事業収入60万円に対して、2021年1月の月間事業収入20万円であり、2020年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

$120万円 = 180万円 - 20万円 \times 3$

120万円 > 30万円（上限額）

**S：給付額30万円**

青色申告を行っている者で、

所得税青色申告決算書の控えを提出しないことを選択した場合

所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない場合又は記載の必要がない場合

合理的な事由により当該書類を提出できないものと事務局が認める場合

のいずれかを満たす者の場合は、白色申告を行っている者等と同様に、基準年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとする。

# 1. 申請の要件を確認する（算定例（白色申告））

## 給付額の算定例（白色申告）

給付金額の算定例3）**基準年を2019年**とする場合

2019年	1月から3月までの事業収入の合計	年間の事業収入の合計	
	180 (=720÷12×3)	720	
2020年	1月から3月までの事業収入の合計	年間の事業収入の合計	
	90 (=360÷12×3)	360	
2021年	1月	2月	3月
	20	40	40

A：2019年の年間の事業収入の合計÷12×3：180万円

B：2021年1月の月間事業収入：20万円

2019年の月平均の事業収入が60万円（720万円÷12）、2021年1月の月間事業収入が20万円であり、2019年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

120万円 = 180万円 - 20万円 × 3

120万円 > 30万円（上限額）

**S：給付額30万円**

給付金額の算定例4）**基準年を2020年**とする場合

2019年	1月から3月までの事業収入の合計	年間の事業収入の合計	
	90 (=360÷12×3)	360	
2020年	1月から3月までの事業収入の合計	年間の事業収入の合計	
	180 (=720÷12×3)	720	
2021年	1月	2月	3月
	20	40	40

A：2020年の年間の事業収入の合計÷12×3：180万円

B：2021年1月の月間事業収入：20万円

2020年の月平均の事業収入が60万円（720万円÷12）、2021年1月の月間事業収入が20万円であり、2020年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

120万円 = 180万円 - 20万円 × 3

120万円 > 30万円（上限額）

**S：給付額30万円**

# 一時支援金 申請の手続き

## 通常申請

1. 申請の要件を確認する

2. 申請する

## 申請特例

1. 要件・証拠書類等を確認する

## 申請時の注意事項

申請時の注意事項

## 2. 申請する（申請期間・方法）

### 申請期間・方法

#### (1) 申請期間

一時支援金の申請期間は、**令和3年3月8日から令和3年5月31日**までです。

ただし、**特例**を用いる申請期間は、**令和3年3月19日から令和3年5月31日**までです。

申請に必要な書類の準備に時間を要するなど、申請期限に間に合わない合理的な理由がある方のうち、**5月31日までに、「申請IDの発行」及び「書類の提出期限延長の申込」の両方がお済みの方**については、「申請に必要な書類の提出期限」を6月15日まで延長しております。ただし、申請する前に必要な「登録確認機関での事前確認」が受けられるのは6月11日までとなりますので、ご注意ください。

#### (2) 申請方法

一時支援金の申請用HP (<https://ichijishienkin.go.jp/>)からの電子申請。

#### ■ 一時支援金の電子申請の流れ

##### 宣誓・同意事項のチェック

- 宣誓・同意事項の内容を全て確認した上で、各項目にチェックを入れてください。
- 宣誓・同意事項の各項目の内容は「P.9」を参照してください。

##### 申請情報の入力

- 基本情報、口座情報、売上情報等を入力してください。
- 入力項目の詳細は「P.15」を参照してください。

##### 証拠書類等の添付

- 申請に必要な証拠書類等を添付してください。
- 証拠書類等の詳細は「P.16～」を参照してください。

##### 一時支援金の申請完了

一時支援金の電子申請を行う前に申請IDの発番、登録確認機関による事前確認を受ける必要があります（P.5）。電子申請の操作方法等については、一時支援金HPの資料ダウンロードに掲載している「オンライン申請手順のご案内」をご覧ください。（<https://ichijishienkin.go.jp/downloads/index.html>）

## 2. 申請する（基本情報・口座情報の入力）

### 基本情報の入力

基本情報として入力いただくのは下記の項目です。

屋号・雅号	屋号又は雅号を入力してください
業種（日本産業分類）	大分類、中分類で該当する業種をご入力ください（申請画面で選択式）
事業内容	事業内容を入力してください。 <b>飲食店である場合はその旨及び飲食店の営業許可番号を入力してください</b>
職業	職業を入力してください
申請者住所	本人確認書類に記載された郵便番号・住所（都道府県・市区町村・番地・ビルマンション名等）を入力してください
書類送付先 （事務所所在地）	書類送付先（事務所所在地）の郵便番号・住所（都道府県・市区町村・番地・ビルマンション名等）を入力してください と同じ場合は入力不要
申請者氏名	申請者の氏名を入力してください
生年月日	申請者の生年月日を西暦で入力してください
申請者電話番号	申請者の電話番号を入力してください
申請者メールアドレス	アカウント登録時のメールアドレスが自動入力されます
基準年	2019年又は2020年を入力してください(申請画面で選択式)
対象月	対象月を入力してください
2019年1月から2021年3月までの毎月の月間事業収入	2019年1月から2021年3月までの毎月の月間事業収入を入力してください 2021年の対象月に1月又は2月を選択した場合は、その対象月の翌月以降の月間事業収入の入力は任意です。 2019年1月から2020年12月までの間に設立・開業した場合は、設立・開業した月よりも前の月の月間事業収入の入力は任意です。 白色申告を行っている場合、青色申告を行っている者であって所得税青色申告決算書を提出しない場合、又は特定非営利活動法人若しくは公益法人等であって月次の事業収入を確定的に記入できない場合は、2020年12月以前の各月の月間事業収入の入力は任意です。

**給付額の算定に用いる事業収入等については、持続化給付金や家賃支援給付金を含めた新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金や新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体による営業時間短縮営業に伴い支払われる協力金などを除いた額で申請していただきます。**そのため、「確定申告書に記載の事業収入等」と「申請フォームに記載の事業収入」に相違があっても、不正受給等のおそれがある等の理由により調査等が必要であると事務局が認める場合を除き、原則として、事務局からは、その記載内容の確認や修正等の依頼は致しません。確定申告に当たっての給付金を計上区分については、以下をご参照ください。

([https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/jyoseikin\\_kazei.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/jyoseikin_kazei.pdf))

### 口座情報の入力

金融機関名	金融機関名を入力してください
金融機関コード	金融機関コード（4桁の数字）
支店名	支店名を入力してください
支店コード	支店コード（3桁の数字）
種別	普通預金/当座預金
口座番号	口座番号を入力してください
口座名義人	申請者名と一致するもの

口座名義人は申請者名と一致している必要があります。

## 2. 申請する（証拠書類等の添付）

### 証拠書類等の種類

申請には申告の種類に応じて下記の6種類の証拠書類等の提出が必要となります。

- スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真でご提出いただけますが、**細かな文字が読み取れるよう鮮明な写真の添付**をお願いします。
- **各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。**

証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	ページ
確定申告書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 青色申告を行っている場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 2019年分の確定申告書第一表の控え（1枚）及び2019年分の所得税青色申告決算書（P1,P2）の控え（2枚）</li> <li>- 2020年分の確定申告書第一表の控え（1枚）及び2020年分の所得税青色申告決算書（P1,P2）の控え（2枚）</li> </ul> </li> <li>• 白色申告を行っている場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 2019年分の確定申告書第一表の控え（1枚）</li> <li>- 2020年分の確定申告書第一表の控え（1枚）</li> </ul> </li> </ul> <p>青色申告・白色申告を問わず、<b>2年分とも</b>必要です。</p>	P.17 18 19 20
対象月の売上台帳等	• 2021年分の対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳等	P.21
申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し	• 金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの	P.22
本人確認書類の写し	• 本人確認書類の写し	P.23
宣誓・同意書	• 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 <b>申請者本人が自署したものが</b> 必要となります	P.24
2019～2021年の各年1～3月における顧客である法人の情報及び個人事業者等の情報が確認できる書類（一時支援金に係る取引先情報一覧）	• 2019～2021年の各年1～3月における顧客である法人の法人名、法人番号及び連絡先並びに顧客である個人事業者等の屋号・雅号、氏名及び連絡先 事務局が定める様式で提出してください。	P.25

#### 【原則】

確定申告書第一表の控えには、收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていることが必要です（P.17, 18）。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付することが必要です（P.19）。

#### 【例外】

ただし、收受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字）又は「受信通知（メール詳細）」（以下「收受日付印等」という。）のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を併せて提出することが必要です。また、「收受日付印等」および「納税証明書（その2所得金額用）」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「課税証明書」又は「非課税証明書」を併せて提出することが必要です（P.20）。

#### 納税証明書（その2所得金額用）

注：納税証明書の取得のために税務署への来署される方が増えており、発行までにお時間をいただく場合がありますので、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも、オンライン請求をぜひご利用下さい（請求日当日の受取を指定された場合には、発行までにお時間をいただく場合がありますので、翌日以降の日の受取をご指定下さい。）。詳しくは[国税庁\(e-TAX\)のHP](https://www.e-Tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm)をご覧ください。

([https://www.e-Tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei\\_index.htm](https://www.e-Tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm))

一時支援金の申請書類のために税務署へ来署される場合には、窓口でその旨を申し出てください。

## 2. 申請する (証拠書類等の添付 -1 青色申告)

### - 1 確定申告書類 青色申告 (計6枚)

下記の書類について、**2019年及び2020年の2年分**を提出して下さい。

確定申告書第一表の控え (2枚)

所得税青色申告決算書 (P1,P2) の控え (4枚)

少なくとも、確定申告書第一表の控えには**收受日付印が押印** (e-Taxにより申告した場合は、**受付日時が印字**) されていること。

確定申告書第一表 (2019年分: 1枚、2020年分: 1枚)

窓口又は郵送にて確定申告した場合

e-Taxにて確定申告した場合

所得税青色申告決算書 (P1,P2) (2019年分: 2枚、2020年分: 2枚)

2019年分・2020年分ともに確定申告期限が4月15日 (木) まで延長されています。今後新たに申告される方は、感染症対策の観点からも、e-Taxをぜひご利用ください。

e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知 (メール詳細)」を添付する必要があります (P.19)。

確定申告書第一表の控えに收受日付印の押印 (受付日時の印字) がない場合、P.20を参照して下さい。各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

## 2. 申請する (証拠書類等の添付 -2白色申告)

### -2確定申告書類 白色申告 (計2枚)

下記の書類について、**2019年及び2020年の2年分**を提出して下さい。

確定申告書第一表の控え (2枚)

**收受日付印が押印** (e-Taxにより申告した場合は、**受付日時が印字**) されていること。

確定申告書第一表 (2019年分: 1枚、2020年分: 1枚)

窓口又は郵送にて確定申告した場合

e-Taxにて確定申告した場合

2019年分・2020年分ともに確定申告期限が4月15日 (木) まで延長されています。今後新たに申告される方は、感染症対策の観点からも、e-Taxをぜひご利用ください。

e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知 (メール詳細)」を添付する必要があります (P.19)。

確定申告書第一表の控えに收受日付印の押印 (受付日時の印字) がない場合、P.20を参照して下さい。各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

## 2. 申請する (証拠書類等の添付 -3 e-Tax (受信通知))

### -3 確定申告書類 e-Tax (受信通知) 青色申告 (計8枚)、白色申告 (計4枚)

受信通知 (メール詳細) (2枚) (2019年分: 1枚、2020年分: 1枚)

受信通知		
送信されたデータを受け付けました。 なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。		
提出先	東税務署	
利用者識別番号	1987311910100026	
氏名又は名称	システム間	
受付番号	20200330004142711518	
受付日時	2020/03/30 08:41:42	
年分	令和01年分	
種目	所得税及び復興特別所得税	
所得金額	—	
課税額の税額	納める税金	—
	還付される税金	—
「所得金額」欄について 所得金額は、申告書第一表の所得金額欄の「合計」欄の金額を表示しています。		
「所得金額」欄について 所得金額は、申告書第一表の所得金額欄の「合計」欄の金額を表示しています。		

確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知 (メール詳細)」の添付は不要となります。申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことを確認できるメール詳細がわかるもの。



#### < 青色申告の場合 >

確定申告書第一表 (2枚)  
(2019年分: 1枚、2020年分: 1枚)  
所得税青色申告決算書 (P1, P2) (4枚)  
(2019年分: 2枚、2020年分: 2枚)

#### < 白色申告の場合 >

確定申告書第一表 (2枚)  
(2019年分: 1枚、2020年分: 1枚)

又は

2019年分・2020年分ともに確定申告期限が4月15日 (木) まで延長されています。今後新たに申告される方は、感染症対策の観点からも、e-Taxをぜひご利用ください。

確定申告書第一表の控えに収受日付印 (税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字) 又は「受信通知 (メール詳細)」のいずれも存在しない場合、P.20を参照して下さい。

各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

## 2. 申請する（証拠書類等の添付 -4 例外）

### - 4 確定申告書收受日付印または受信通知のいずれも存在しない場合

納税証明書（その2所得金額用）（2枚）（2019年分：1枚、2020年分：1枚）

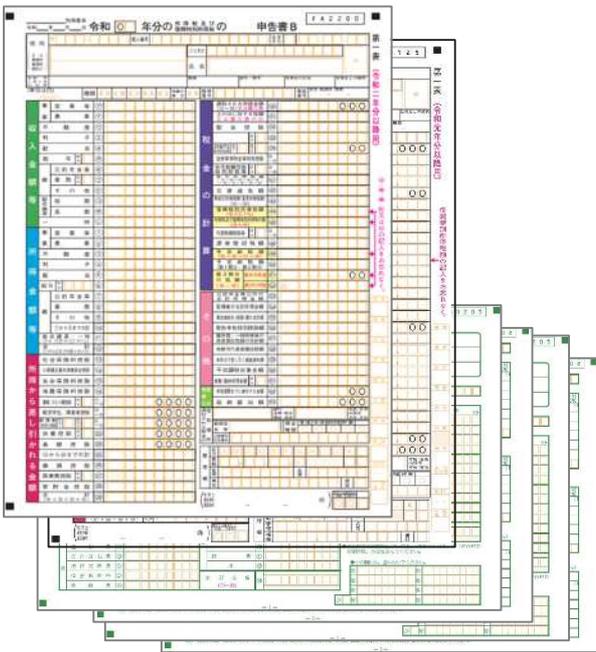
收受日付印（受付日時印字）又は受信通知（メール詳細）のいずれも存在しない場合には提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することで代替することができます。

注：納税証明書の取得のために税務署への来署される方が増えており、発行までにお時間をいただく場合がありますので、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも、オンライン請求をぜひご利用下さい（請求日当日の受取を指定された場合には、発行までにお時間をいただく場合がありますので、翌日以降の日の受取をご指定下さい。）。詳しくは[国税庁\(e-TAX\)のHP](#)をご覧ください。なお、一時支援金の申請書類のために税務署へ来署される場合には、窓口でその旨を申し出てください。



#### < 青色申告の場合 >

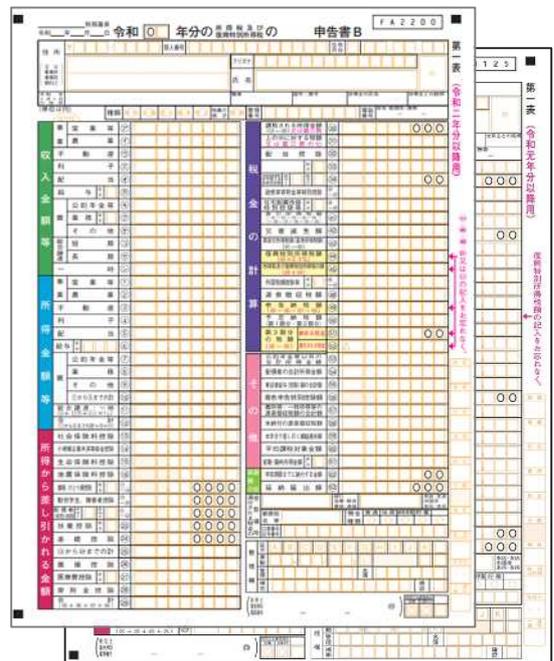
確定申告書第一表（2枚）  
（2019年分：1枚、2020年分：1枚）  
所得税青色申告決算書（P1,P2）（4枚）  
（2019年分：2枚、2020年分：2枚）



納税証明書と併せて提出する場合、  
收受日付印（受付日時印字）は不要です

#### < 白色申告の場合 >

確定申告書第一表（2枚）  
（2019年分：1枚、2020年分：1枚）



納税証明書と併せて提出する場合、  
收受日付印（受付日時印字）は不要です

又は

2019年分・2020年分ともに確定申告期限が4月15日（木）まで延長されています。今後新たに申告される方は、感染症対策の観点からも、e-Taxをぜひご利用ください。

「收受日付印等」および「納税証明書（その2所得金額用）」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「課税証明書」又は「非課税証明書」を提出することで代用することができます。「課税証明書」又は「非課税証明書」は、地方公共団体に発行を請求することで入手でき、請求先となる地方公共団体は、「証明が必要な課税年度の1月1日時点で住民登録のある地方公共団体」となります。詳しい請求方法については、各地方公共団体のHP等からお調べください。

各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。



## 2. 申請する（証拠書類等の添付 通帳の写し）

### 通帳の写し

申請者名義の口座の通帳の写しを提出してください。

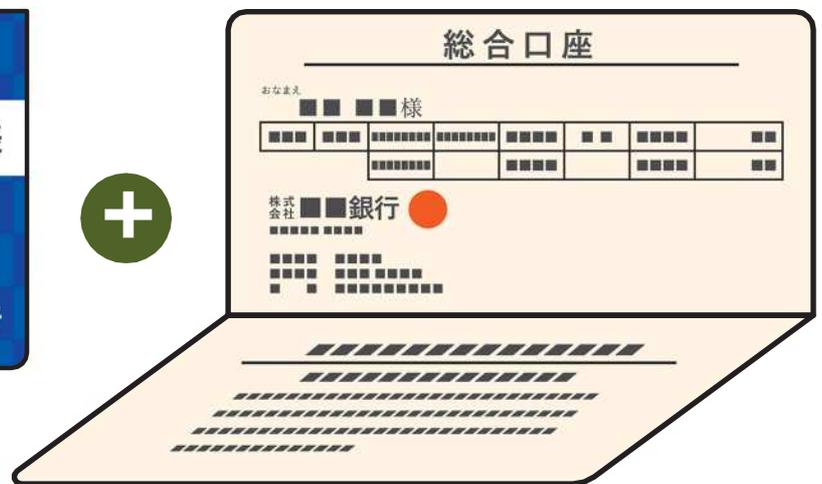
金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できるようスキャン又は撮影して下さい。上記が確認できるように、必要であれば、通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付して下さい。

電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出して下さい。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出して下さい。

#### 通帳のオモテ面



#### 通帳を開いた1・2ページ目



#### 電子手帳 画面コピー



！！ご注意ください！！

画像が不鮮明な場合や、金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いができません！

各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

## 2. 申請する（証拠書類等の添付 本人確認書類）

### 本人確認書類

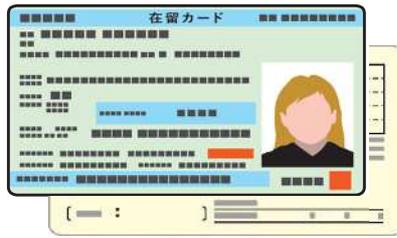
本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出して下さい。

- (1) 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替することができる。）
  - (2) 個人番号カード（オモテ面のみ）
  - (3) 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
  - (4) 在留カード、特別永住者証明書又は外国人登録証明書（両面）  
在留の資格が特別永住者のものに限る。
  - (5) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（手帳様式は全ページ、カード様式は両面）  
いずれの場合も、住所、氏名及び顔写真が明瞭に判別でき、かつ、**申請を行う日において有効なもので、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のもの**に限る。
- なお、(1)から(5)を保有していない場合は、(6)又は(7)で代替することができるものとします。
- (6) 住民票の控え及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方
  - (7) 住民票の控え及び各種健康保険証の両方

(1) 運転免許証（両面）



(4) 在留カード（両面）

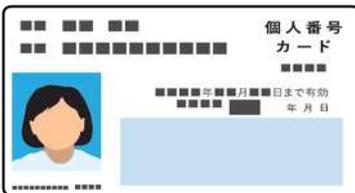


(5) 身体障害者手帳（手帳様式は全ページ、カード様式は両面）



又は

(2) 個人番号カード  
（オモテ面のみ）



(4) 特別永住者証明書（両面） (5) 療育手帳（手帳様式は全ページ、カード様式は両面）



又は

(3) 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）



(4) ③外国人登録証明書（両面） (5) ③精神障害者保健福祉手帳（手帳様式は全ページ、カード様は両面）



又は

(6) 住民票の控え及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方



(7) 住民票の控え及び各種健康保険証の両方



各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。



## 2. 申請する (証拠書類等の添付 一時支援金に係る取引先情報一覧)

### 一時支援金に係る取引先情報一覧

2019～2021年の各年1～3月における顧客である法人の法人名、法人番号並びに連絡先及び顧客である個人事業者等の屋号・雅号、氏名、連絡先が確認できる書類（事務局が定める様式）を提出してください。当該様式は一時支援金HPの「資料ダウンロード」からダウンロードしてください。

(<https://ichijishienkin.go.jp/downloads/index.html>)

2019年1月から2020年12月までの間に設立・開業した事業者であって、**2019年1～3月又は2020年1月～3月の各期間において、それぞれ十分な事業実績がない場合は、可能な限り当該期間に近い任意の3ヶ月以内の期間**を選択してください。（**少なくとも2つの独立した期間**を選択してください。）その上で、**取引先情報一覧の余白等**に、任意に選んだ期間をご記載ください。

一時支援金に係る取引先情報一覧（個人事業者等向け）

1 年 月 日

一時支援金事務局 様

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金給付規程第7条第3項第2号（ウ）の情報について、以下のとおり提出します。

**2** 1. 申請者情報

氏名	屋号・雅号
住所	電話番号

**3** 2. 申請者の該当区分（緊急事態宣言による影響について）

該当する緊急事態宣言の影響について、以下の（1）①～⑤又は（2）①～⑤から選択してチェックを付けてください。（1）、（2）の両方の項目について、複数選択することも可能です。なお、（2）①～⑤の中からみ選択した場合は、次の3. の記入は不要です。

(1) 緊急事態宣言の発令地域（以下、「宣言地域」という。）に所在する地方公共団体による営業時間短縮要請に伴う協力金の支払対象となっている飲食店（以下、「対象飲食店」という。）との取引による影響

① 「宣言地域」に所在する対象飲食店と直接取引をしていることによる影響

② 自らが「宣言地域内」に所在しており、対象飲食店と間接取引をしていることによる影響

③ 自らは「宣言地域外」に所在しており、対象飲食店と間接取引をしていることによる影響

(2) 不要不急の外出・移動の自粛による影響

① 自らが「宣言地域内」に所在しており、主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行っていることによる影響（BtoC事業者）

② 自らは「宣言地域外」に所在しており、主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行っていることによる影響（旅行関連事業者）

③ 宣言地域の個人顧客との継続した取引による影響（事業者全般）

④ (2) ①～③の事業者に、直接、商品の販売又はサービスの提供を行っていることによる影響

⑤ (2) ①～③の事業者に、販売・提供先を経由して、商品の販売又はサービスの提供を行っていることによる影響

※ 新型コロナウイルス感染症対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき2021年1月7日に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言のことをいう。  
※ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金に限る。

**4** 3. 取引先情報（法人の場合は法人番号必須/該当する取引先が1者だけの期間は1者のみの記載可）

(1) 2019年1～3月において、2. (1) ①～⑤、(2) ①～⑤に該当する取引及び商品の販売又はサービスの提供を複数回行った取引先（売上が大きい順に2者）

法人番号	法人名（個人の場合は屋号・雅号）	所在地	電話番号

(2) 2020年1～3月において、2. (1) ①～⑤、(2) ①～⑤に該当する取引及び商品の販売又はサービスの提供を複数回行った取引先（売上が大きい順に2者）

法人番号	法人名（個人の場合は屋号・雅号）	所在地	電話番号

(3) 2021年1～3月において、2. (1) ①～⑤、(2) ①～⑤に該当する取引及び商品の販売又はサービスの提供を複数回行った取引先（売上が大きい順に2者）

※ 緊急事態宣言の影響により、該当する取引を複数回行った取引先が存在しない場合は、その旨を法人名欄に記載ください。

法人番号	法人名（個人の場合は屋号・雅号）	所在地	電話番号

- 1** 本取引先情報一覧を作成した日付を記入してください。
- 2** 申請者情報について、申請者本人の氏名、屋号・雅号（ある場合）、住所、電話番号を記入してください。
- 3** 該当する緊急事態宣言の影響について、(1) ～ 又は (2) ～ から選択してチェックを付けてください。  
(1)、(2)の両方の項目について、複数選択することも可能です。なお、(2) ～ の中からのみ選択した場合は、**4**の記入は不要です。
- 4** **3**でチェックを付けた「(1) ～ 、(2) ～ 」に該当する取引及び商品の販売又はサービスの提供を複数回行った取引先（売上が大きい順に2者）について、(1) 2019年1月～3月分、(2) 2020年1月～3月分、(3) 2021年1月～3月分をそれぞれ入力してください。なお、該当する取引先が1者だけの期間は1者のみを記入してください。

各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

## 2.申請する（登録内容の確認・証拠書類等の添付・確認）

### 登録内容の確認

#### 宣誓・同意事項の承認（チェック）

#### 下記の入力情報が正しいかの確認

基本情報

売上額

口座情報

### 証拠書類等の添付確認

#### 証拠書類等が正しく添付されているかの確認

-1 青色申告：確定申告書第一表の控え及び所得税青色申告決算書の控え

-2 白色申告：確定申告書第一表の控え

2021年の対象月の売上台帳等

通帳の写し

本人確認書類

宣誓・同意書

一時支援金に係る取引先情報一覧

上記 については、確定申告の実施状況に応じて、青色申告又は白色申告に係る書類を提出して下さい。

## 2. 申請する（申請後の流れ・不正受給時の対応）

### 申請後の流れ

申請頂いた内容・証拠書類等の確認をさせていただきます。

不明な点が発生した場合、入力いただきましたメールアドレスへ連絡をさせていただきますので、連絡が入りましたらマイページで内容をご確認いただき、対応をお願いします。

申請内容に不備等が無ければ、申請頂いた内容・証拠書類等の確認完了後、事務局名義にて申請された銀行口座に振り込みを行います。

なお、確認が終了した際には、給付通知（不給付の場合には不給付通知）を発送させていただきます。通知が到着した際には内容をご確認下さい。

通知の到着前に振込が行われる場合もあること、予めご了承下さい。

### 不正受給時の対応

提出された基本情報等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。調査の結果によって**不正受給と判断された場合、以下の措置を講じます。**

一時支援金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額を**返還請求**を行います。

申請者の**法人名等の公表を講じることがあります。**

不正の内容等により、不正に一時支援金を受給した**申請者を告訴・告発**します。

### 相談ダイヤル

一時支援金相談窓口 フリーダイヤル 0120-211-240

[IP 電話専用回線] 03-6629-0479

営業時間 8:30～19:00（土曜日・祝日含む全日）

最新の営業時間につきましては、一時支援金事務局HPをご確認ください。

**申請サポート会場については、一時支援金HPでご確認下さい。**

**「一時支援金」の不正受給は犯罪です。**

# 一時支援金 申請の手続き

## 通常申請

1. 申請の要件を確認する

2. 申請する

## 申請特例

1. 要件・証拠書類等を確認する

通常の申請では不都合が生じる場合ご覧ください。  
特例の条件を満たさない場合も、給付要件を  
満たしていれば通常の申請を行うことは可能です。

## 申請時の注意事項

申請時の注意事項

# 証拠書類等及び給付額の算定等に関する特例

## A：証拠書類等に関する特例

A-1 A-2	2019年分又は2020年分の確定申告の義務がない、その他合理的な事由により、2019年又は2020年の確定申告書第一表の控えを提出できないものと事務局が認める場合	P.30
------------	--	------

## B：給付額等に関する特例

B-1	<b>2019年・2020年新規開業特例</b> 2019年1月から2020年12月までの間に開業した者に対する特例	P.31-36
B-2	<b>季節性収入特例</b> 月当たりの事業収入の変動が大きい事業者に対する特例	P.37-38
B-3	<b>事業承継特例</b> 事業収入を比較する2つの月の間に事業承継を受けた者に対する特例 事業を行っていた者の死亡による事業承継の場合も含む	P.39-46
B-4	<b>罹災特例</b> 2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する事業者に対する特例	P.47-48

# A-1、A-2 証拠書類等の特例

2019年分及び2020年分の確定申告書第一表の控えについて、以下の場合、代替の証拠書類を提出の上、申請してください。

## A-1 ■ 適用条件

2019年分又は2020年分の確定申告の義務がない、その他合理的な事由により、2019年分又は2020年分の確定申告書第一表の控えを提出できないものと事務局が認める場合

### ■ 代替の証拠書類

当該年分の住民税の申告書類（市町村民税・特別区民税・都道府県民税の申告書類）の控え（收受日付印の押印されたもの）で代替することができます。

收受日付印のない場合の扱いは、確定申告書第一表に收受日付印のない場合の扱いに準じます。

住民税の申告書類では、月次の事業収入が記載されていないため、基準年の年間事業収入を4で除して得た額を給付額の算定に用います。

2019年1月から12月までの間に開業した者であって、当該期間に事業収入を得ていない場合、又は、2020年1月から同年3月までの間に開業した者であって、青色申告を行っている者が、【B-1 2019・2020年新規開業特例】を用いない場合は、2019年分の確定申告書第一表の控えに代えて、開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書を提出いただきます。

## A-2 ■ 適用条件

2019年分又は2020年分の確定申告の義務がない、その他合理的な事由により、2019年分又は2020年分の確定申告書第一表の控え又は当該年分の住民税の申告書類の控えを提出できないものと事務局が認める場合

### ■ 代替の証拠書類

当該年の前年分の確定申告書第一表の控え（收受日付印の押印されたもの）

又は

当該年の前年分の住民税の申告書類（市町村民税・特別区民税・都道府県民税の申告書類）の控え（收受日付印の押印されたもの）で代替することができます。

收受日付印のない場合の扱いは、確定申告書第一表に收受日付印のない場合の扱いに準じます。

住民税の申告書類では、月次の事業収入が記載されていないため、基準年の年間事業収入を4で除して得た額を給付額の算定に用います。

この場合、給付額について、証拠書類等の存在する年のいずれかの年の事業収入で給付額の算定を行うことができます。

給付金額の算定例）2018年分の住民税の申告書類を提出し、2018年の年間事業収入を給付額の算定に用いる場合

2018年	3か月間の事業収入の合計			年間の事業収入の合計
	180 (=720÷4)			720
2019年	3か月間の事業収入の合計			年間の事業収入の合計
	当該年分の確定申告書第一表及び住民税の申告書類が提出できない			
2020年	3か月間の事業収入の合計			年間の事業収入の合計
	90 (=360÷4)			360
2021年	1月	2月	3月	
	20	40	40	

2018年の年間事業収入を4で除した金額：720万円÷4=180万円

2018年の月平均の事業収入：720万円÷12=60万円

2021年1月の月間事業収入：20万円

2018年の月平均の事業収入が60万円に対して、2021年1月の月間事業収入が20万円であり、

2018年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

180万円 - 20万円×3 = 120万円 > 30万円（上限額）

**給付額30万円**

# B-1 新規開業特例（2019年開業の場合）

2019年1月から2019年12月までの間に開業した場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

## 適用条件

2019年を基準年とした上で、2021年の対象月の事業収入が、2019年の開業した月から同年12月までの月平均の事業収入に比べて50%以上減少している。

## 給付額の算定式

$$S = A \div M \times 3 - B \times 3$$

S：給付額（上限30万円）

A：2019年の年間事業収入

M：2019年の開業後月数（開業した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす）

B：対象月の月間事業収入

## 証拠書類等

2019年分及び2020年分の確定申告書類（P.17～）

- 青色申告を行っている場合：確定申告書第一表の控え及び所得税青色申告決算書の控え
- 白色申告を行っている場合：確定申告書第一表の控え

対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳等（P.21）

申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し（P.22）

本人確認書類（P.23）

宣誓・同意書（P.24）

取引先情報一覧（P.25）

以下のいずれかの書類

1. 個人事業の開業・廃業等届出書（P.32）  
（開業日が2019年1月1日から同年12月31日まで、かつ、收受日が2021年2月1日以前）
  2. 事業開始等申告書（地方公共団体が発行）（P.33）  
（事業開始年月日が2019年1月1日から同年12月31日まで、かつ、收受日が2021年2月1日以前）
  3. 上記1及び2以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類発行/收受日が確認できる公的機関が発行/收受した書類  
（事業開始年月日が2019年1月1日から同年12月31日まで、かつ、当該書類の発行/收受日が2021年2月1日以前）
- 3.の書類を用いる場合、給付までに通常よりも時間を要する場合があります。

## 給付額の算定例

算定例) 2019年9月に開業した場合

月	2019年				9	10	11	12	2020年	1	2021年	
	4	5	6	7							8	2
万円					20	40	50	50	..	30	20	30

2019年の事業収入：160万円

月平均の事業収入：40万円（160万円÷4か月）

対象月の事業収入  
20万円

50%以上減

➡ 対象月=2月

A：2019年の年間事業収入 = 20 + 40 + 50 + 50 = 160万円

M：2019年の開業月数 = 4か月

B：2021年の対象月の事業収入 = 20万円

S：160 ÷ 4 × 3 - 20 × 3 = 60万円 > 30万円（上限額）

➔ 給付額30万円



# B-1 新規開業特例（2019年開業の場合）

## 事業開始等申告書（地方公共団体が発行）

- 事業開始年月日が2019年1月1日から同年12月31日までであり、かつ、**收受日が2021年2月1日以前**であること。
- **收受日付印等が押印**されていること。

收受日付印が押印されていること。

收受日が**2021年2月1日以前**であること。

開始・廃止・変更等の年月日が  
**2019年1月1日から  
同年12月31日まで**  
であること。

第32号様式(甲) (条例第26条関係)

事業開始等申告書（個人事業税）

		新（変更後）	旧（変更前）
事務所（事業所）	所在地	電話（ ）	電話（ ）
	名称・屋号		
	事業の種類		
<small>事業主住所が事務所（事業所）所在地と同じ場合は、下欄に「同上」と記載する。            なお、異なる場合で、事務所（事業所）所在地を所得税の納税地とする旨の書類を税務署長に提出する場合は、事務所（事業所）所在地欄に○印を付する。</small>			
事業主	住所	電話（ ）	電話（ ）
	フリガナ		
	氏名		
	開始・廃止・変更等の年月日	年 月 日	事由等 開始・廃止・※法人設立その他（ ）
※法人設立	所在地		法人名称
	法人設立年月日	年 月 日（既設・予定）	電話番号
東京都都税条例第26条の規定に基づき、上記のとおり申告します。 <div style="text-align: right;">             年 月 日              氏名 _____ 印           </div> <div style="text-align: right;">             _____ 都税事務所長              支 庁 長 殿           </div>			

（日本産業規格A列4番）

備考 この様式は、個人の事業税の納税義務者が条例第26条に規定する申告をする場合に用いること。

都・個

# B-1 新規開業特例（2020年開業の場合）

2020年1月から2020年12月までの間に開業した場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

## 適用条件

2020年を基準年とした上で、2021年の対象月の事業収入が、2020年の開業した月から同年12月までの月平均の事業収入に比べて50%以上減少している。

## 給付額の算定式

$$S = A \div M \times 3 - B \times 3$$

S：給付額（上限30万円）

A：2020年の年間事業収入

M：2020年の開業後月数（開業した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす）

B：対象月の月間事業収入

## 証拠書類等

2020年分の確定申告書第一表の控え（P.17～） 2019年分の確定申告書類の提出は不要です

- 青色申告を行っている場合：確定申告書第一表の控え及び所得税青色申告決算書の控え
- 白色申告を行っている場合：確定申告書第一表の控え

対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳等（P.21）

申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し（P.22）

本人確認書類（P.23）

宣誓・同意書（P.24）

取引先情報一覧（P.25）

以下のいずれかの書類

1. 個人事業の開業・廃業等届出書（P.35）  
（開業日が2020年1月1日から同年12月31日まで、かつ、收受日が2021年2月1日以前）
  2. 事業開始等申告書（地方公共団体が発行）（P.36）  
（事業開始年月日が2020年1月1日から同年12月31日まで、かつ、收受日が2021年2月1日以前）
  3. 上記1及び2以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類発行/收受日が確認できる公的機関が発行/收受した書類  
（事業開始年月日が2020年1月1日から同年12月31日まで、かつ、当該書類の発行/收受日が2021年2月1日以前）
- 3.の書類を用いる場合、給付までに通常よりも時間を要する場合があります。

## 給付額の算定例

算定例) 2020年9月に開業した場合

月	2020年				2021年							
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
万円						20	40	50	50	30	20	30

2020年の事業収入：160万円

月平均の事業収入：40万円（160万円÷4か月）

対象月の事業収入

20万円

50%以上減

→ 対象月=2月

A：2020年の年間事業収入 = 20 + 40 + 50 + 50 = 160万円

M：2020年の開業月数 = 4か月

B：2021年の対象月の事業収入： = 20万円

S：160 ÷ 4 × 3 - 20 × 3 = 60万円 > 30万円（上限額）

→ 給付額30万円



# B-1 新規開業特例（2020年開業の場合）

## 事業開始等申告書（地方公共団体が発行）

- 事業開始年月日が2020年1月1日から同年12月31日までであり、かつ、**收受日が2021年2月1日以前**であること。
- 收受日付印等が押印**されていること。

收受日付印が押印されていること。

收受日が**2021年2月1日以前**であること。

開始・廃止・変更等の年月日が  
**2020年1月1日から  
同年12月31日まで**  
であること。

第32号様式(甲) (条例第26条関係)

事業開始等申告書（個人事業税）

		新（変更後）	旧（変更前）
事務所（事業所）	所在地	電話（ ）	電話（ ）
	名称・屋号		
	事業の種類		
事業主住所が事務所（事業所）所在地と同じ場合は、下欄に「同上」と記載する。 なお、異なる場合で、事務所（事業所）所在地を所得税の納税地とする旨の書類を税務署長に提出する場合は、事務所（事業所）所在地欄に○印を付する。			
事業主	住所	電話（ ）	電話（ ）
	フリガナ		
	氏名		
開始・廃止・変更等の年月日	年 月 日	事由等	開始・廃止・※法人設立その他（ ）
※法人設立	所在地		法人名称
	法人設立年月日	年 月 日（既設・予定）	電話番号
東京都都税条例第26条の規定に基づき、上記のとおり申告します。			
年 月 日			
氏名 氏名 印			
都税事務所長 支 庁 長 殿			

（日本産業規格A列4番）

備考 この様式は、個人の事業税の納税義務者が条例第26条に規定する申告をする場合に用いること。

都・個

## B-2 季節性収入特例（月当たりの事業収入の変動が大きい事業者）

収入に季節性がある場合など、月当たりの事業収入の変動が大きい場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

### 適用条件

対象期間（2021年1月から同年3月まで）の事業収入の合計が、基準期間（2019年の1月から同年3月まで又は2020年の1月から同年3月まで）の事業収入の合計と比べて50%以上減少している

### 給付額の算定式

$$S = A - B$$

S：給付額（上限30万円）

A：基準期間の事業収入の合計

所得税青色申告決算書において基準年の月次の事業収入が記載されていない場合又は白色申告の場合には、基準年の年間事業収入を4で除して得た額を用いることができます。

B：対象期間の事業収入の合計

## 証拠書類等

2019年分及び2020年分の確定申告書類（P.17～）

- 青色申告を行っている場合：確定申告書第一表の控え及び所得税青色申告決算書の控え
- 白色申告を行っている場合：確定申告書第一表の控え

**対象期間の毎月**の月間事業収入が確認できる売上台帳等（P.21）

売上台帳等は**対象期間（2021年1月から同年3月まで）の毎月**の月間事業収入が確認できるものを提出してください。

申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し（P.22）

本人確認書類（P.23）

宣誓・同意書（P.24）

取引先情報一覧（P.25）

## B-2 季節性収入特例（月当たりの事業収入の変動が大きい事業者）

### 給付額の算定例（月次の事業収入が記載されている場合）

算定例1）基準年を2019年とする場合

2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	60	60	60	10	10	10	10	10	10	10	10	10
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	30	30	30	10	10	10	10	10	10	10	10	10
2021年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	20	20	20									

A：基準期間の事業収入 = 60+60+60=180万円

B：対象期間の月間事業収入 = 20+20+20=60万円

2019年1月から3月までの月間事業収入合計180万円に対して、2021年1月から3月までの月間事業収入合計が60万円であり、2019年同期間比で50%以上減少しているため給付対象となります。

S：180万円 - 60万円 = 120万円 > 30万円（上限額）

→ **給付額30万円**

### 給付額の算定例（月次の事業収入が記載されていない又は白色申告の場合）

算定例2）基準年を2019年とする場合

2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	年間事業収入：600											
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	年間事業収入：300											
2021年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	20	20	20									

A：2019年の年間事業収入を4で除した額 = 600万円 ÷ 4 = 150万円

B：対象期間の月間事業収入 = 20+20+20=60万円

2019年の年間事業収入を4で除した額150万円に対して、2021年1月から3月までの月間事業収入合計が60万円であり、50%以上減少しているため給付対象となります。

S：150万円 - 60万円 = 90万円 > 30万円（上限額）

→ **給付額30万円**

## B-3 事業承継特例（事業の承継を受けた事業者）

事業収入を比較する2つの月の間に事業を承継した場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

2020年以前に承継を受けた者はこの特例は適用できません。ただし、2019年1月から2020年12月までの間に承継を受けた場合は、P.31～の【B-1 新規開業特例】の適用が可能です。

事業を行っていた者に係る書類に基づく給付は一度に限るものとします。同一の当該事業を行っていた者に係る書類に基づき複数の申請が行われた場合には、最初に給付された申請のみを有効とします。

### ■ 適用条件

事業の承継を受けた者の対象月の月間事業収入が、事業を行っていた者の基準年の同月の月間事業収入と比べて50%以上減少している。

### ■ 給付額の算定式

$$S = A - B \times 3$$

S：給付額（上限30万円）

A：事業を行っていた者の基準期間の事業収入の合計

B：事業の承継を受けた者の対象月の月間事業収入

## 証拠書類等

### ■ 事業を行っていた者の名義に係るもの

2019年分及び2020年分の確定申告書類（P.17～）

- ▶ 青色申告を行っている場合：確定申告書第一表の控え及び所得税青色申告決算書の控え
- ▶ 白色申告を行っている場合：確定申告書第一表の控え

### ■ 事業の承継を受けた者の名義に係るもの

対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳等（P.21）

申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し（P.22）

本人確認書類（P.23）

宣誓・同意書（P.24）

取引先情報一覧（P.25）

以下のいずれかの書類

#### 1. 個人事業の開業・廃業等届出書（P.40）

（（1）「届出の区分」欄において「開業」が選択されていること、（2）2020年分の個人確定申告書に記載の住所・氏名からの事業の引継が行われていることが明記されていること、（3）「開業・廃業等日」欄において開業日が2021年1月1日から同年3月31日の間とされていること、（4）收受日が2021年5月1日以前であること）

#### 2. 上記1以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類発行/收受日及び事業の引継ぎが行われていることが確認できる公的機関が発行/收受した書類

（事業開始年月日が2021年1月1日から同年3月31日までの間にされていること、かつ、当該書類の発行/收受日が2021年5月1日以前）

## 給付額の算定例

算定例）2021年1月に承継を受けた場合（基準年：2020年、事業を行っていた者：白色申告の場合）

2020年	1月から3月までの事業収入の合計			年間の事業収入の合計
	180 (=720÷12×3)			
2021年	1月	2月	3月	事業承継を受けた2021年1月が、事業収入を比較する月の間（2020年2月から2021年2月まで）にあるため、特例を用いることは可能。
	40	20	40	

A：2020年の1月から3月までの事業収入 = 180万円

B：2021年2月の月間事業収入 = 20万円

事業を行っていた者の2020年の月平均の事業収入が60万円（720万円÷12）、事業の承継を受けた者の2021年2月の月間事業収入が20万円であり、2020年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

S：180万円 - 20万円×3 = 120万円 > 30万円（上限額）

→ 給付額30万円

# B-3 事業承継特例 (事業の承継を受けた事業者)

## 個人事業の開業・廃業等届出書

- 以下の要件が満たされていること。
  - 「届出の区分」欄において「開業」が選択されていること。
  - 2020年分の個人確定申告書に記載の住所・氏名からの事業の引継が行われていることが明記されていること。
  - 「開業・廃業等日」欄において開業日が**2021年1月1日から同年3月31日**の間とされていること。
  - 收受日が**2021年5月1日以前**であること。
- 收受日付印が押印 (e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字) されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知 (メール詳細)」を添付すること。

收受日付印が押印されていること。

收受日が**2021年5月1日以前**であること。

「届出の区分」欄において「開業」が選択されている。

2020年分の個人確定申告書に記載の住所・氏名からの事業の引継が行われていることが明記されている。

「開業・廃業等日」欄において開業日が**2021年1月1日から同年3月31日**の間とされている。

1 0 4 0

### 個人事業の開業・廃業等届出書

納税地 (〒 - - ) (TEL. - - )	住所地・居所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください)																	
上記以外の住所地・事業所等 (〒 - - ) (TEL. - - )	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。																	
フリガナ 氏名 生年月日 大正 昭和 平成 令和 年 月 日生	個人番号 アフリガナ 届号																	
個人事業の開業等について次のとおり届けます。																		
届出の区分 <input checked="" type="checkbox"/> 開業 (事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。) 住所 _____ 氏名 _____ <input type="checkbox"/> 事業所・事業所の (新設・増設・移転・廃止) 廃業 (事由) _____ (事業の引継ぎ (譲渡) による場合は、引き継いだ (譲渡した) 先の住所・氏名を記載します。) 住所 _____ 氏名 _____	所得の種類 不動産所得・山林所得・事業 (農業) 所得 [商業の場合……全部・一部 ( ) ]																	
開業・廃業等日 開業や廃業、事業所・事業所の増設等のあった日 平成 令和 年 月 日	事業所等を新増設、移転、廃止した場合 新増設、移転後の所在地 _____ (電話) _____ 移転・廃止前の所在地 _____																	
開業・廃業に伴う届出書の提出の有無 「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」 有・無 _____ 消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」 有・無 _____	事業の概要 (できるだけ具体的に記載します)																	
給与等の支払の状況 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>従業員数</th> <th>給与の定め方</th> <th>税額の有無</th> <th rowspan="4">その他参考事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専任者</td> <td>人</td> <td></td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>従用人</td> <td></td> <td></td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>有・無</td> </tr> </tbody> </table>	区分	従業員数	給与の定め方	税額の有無	その他参考事項	専任者	人		有・無	従用人			有・無	計			有・無	源泉所得税の納納の特例の承認に関する申請書の提出の有無 有・無 _____
区分	従業員数	給与の定め方	税額の有無	その他参考事項														
専任者	人		有・無															
従用人			有・無															
計			有・無															
開業・廃業に伴う届出書の提出の有無 「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」 有・無 _____ 消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」 有・無 _____	給与支払を開始する年月日 平成 令和 年 月 日																	

開行税理士  
(TEL. - - )

整理番号	受付期	A	B	C	番号確認	身元確認
0						<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
原簿用紙 立付	通信日付印の年月日	確認印	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( )			
	年 月 日					

## B-3 事業承継特例（死亡による事業承継の場合）

事業収入を比較する2つの月の間に、**事業を行っていた者の死亡により事業を承継した場合**であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

**2020年以前に承継を受けた者はこの特例は適用できません。ただし、2019年1月から2020年12月までの間に承継を受けた場合は、P.31～の[B-1 新規開業特例]の適用が可能です。**

**事業を行っていた者（＝死亡した者）に係る書類に基づく給付は一度に限るもの**とします。同一の当該事業を行っていた者に係る書類に基づき複数の申請が行われた場合には、最初に給付された申請のみを有効とします。

給付額の算定式はP.38の[B-3 事業承継特例（事業の承継を受けた事業者）]の場合と同じです。

### ■ 適用条件

**事業の承継を受けた者の対象月の月間事業収入が、事業を行っていた者（＝死亡した者）の基準年の同月の月間事業収入と比べて50%以上減少している。**

## 証拠書類等

### ■ 事業を行っていた者（＝死亡した者）の名義に係るもの

2019年分及び2020年分の確定申告書類（P.17～）

- 青色申告を行っている場合：確定申告書第一表の控え及び所得税青色申告決算書の控え
- 白色申告を行っている場合：確定申告書第一表の控え

### ■ 事業の承継を受けた者の名義に係るもの

対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳等（P.21）

申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し（P.22）

本人確認書類（P.23）

宣誓・同意書（P.24）

取引先情報一覧（P.25）

以下のいずれかの書類

#### 1. 個人事業の開業・廃業等届出書（P.42）

（（1）「届出の区分」欄において「**開業**」が選択されていること、（2）2020年分の個人確定申告書に記載の住所・氏名からの事業の引継が行われていることが明記されていること、（3）「開業・廃業等日」欄において開業日が**2021年1月1日から対象月の月末まで**の間とされていること）

#### 2. 上記1以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類発行/收受日及び事業の引継ぎが行われていることが確認できる公的機関が発行/收受した書類

（事業開始年月日が**2021年1月1日から対象月の月末まで**の間とされていること）

以下のいずれかの書類

#### i. 所得税の青色申告承認申請書（P.43）

（（1）「5 相続による事業承継の有無」欄において「**有**」を選択していること、（2）相続開始年月日が**申請日以前**であること、（3）被相続人の氏名が事業を行っていた者の氏名と一致していること）

#### ii. 個人事業者の死亡届出書（P.44）

（（1）「死亡年月日」欄が**申請日以前**であること、（2）「参考事項」欄において「事業承継の有無」を「**有**」としていること、（3）「事業承継者」の氏名が申請者の氏名と一致していること）

#### iii. 準確定申告書類の控え（P.45）

（（1）死亡年月日が**申請日以前**であること、（2）氏名の欄に相続人として申請者の氏名が記載されていること）

#### iv. 医療機関が発行した死亡を証明する書類（P.46）

（（1）死亡年月日が**申請日以前**であること、（2）死亡者の氏名が事業を行っていた者の氏名と一致していること）

# B-3 事業承継特例 (死亡による事業承継の場合)

## 個人事業の開業・廃業等届出書

- 以下の要件が満たされていること。
  - 「届出の区分」欄において「開業」が選択されていること。
  - 2020年分の個人確定申告書に記載の住所・氏名からの事業の引継が行われていることが明記されていること。
  - 「開業・廃業等日」欄において開業日が2021年1月1日から対象月の月末までの間とされていること。
- 收受日付印が押印 (e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字) されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知 (メール詳細)」を添付すること。

收受日付印が押印されていること。

「届出の区分」欄において「開業」が選択されている。

2020年分の個人確定申告書に記載の住所・氏名からの事業の引継が行われていることが明記されている。

「開業・廃業等日」欄において開業日が2021年1月1日から対象月の月末までの間とされている。

1 0 4 0

### 個人事業の開業・廃業等届出書

税務署受付印 	納税地 住所・居所・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。) (〒 - - ) (TEL. - - )
税務署長 年 月 日 提出	上記以外の住所・事業所等 納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - - ) (TEL. - - )
フリガナ 氏名 大正 昭和 平成 令和 年 月 日生	個人番号 〒 市 区 町 丁目 番 号 番 号 業 種 フリガナ 届 号

個人事業の開業等について次のとおり届けます。

届出の区分	開業 (事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。) 住所 _____ 氏名 _____		
(該当する文字を 黒字で記入してください)	事業所・事業所の(新設・増設・移転・廃止)	事業所・事業所の(新設・増設・移転・廃止) 廃業 (事由) (事業の引継ぎ (譲渡) による場合は、引き継いだ (譲渡した) 先の住所・氏名を記載します。) 住所 _____ 氏名 _____	
	所得の種類	不動産所得・山林所得・事業 (農業) 所得 [廃業の場合……全部・一部 ( ) ]	
開業・廃業等日	開業や廃業、事業所・事業所の新増設等のあった日	平成 令和	年 月 日
事業所等を新増設、移転、廃止した場合	新増設、移転後の所在地	(電話)	
	移転・廃止前の所在地		
開業の事由が法人の設立に伴うものである場合	設立法人名	代表者名	
開業・廃業に伴う届出書の提出の有無	法人納税地	設立登記	平成 令和 年 月 日
	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」	有・無	
事業の概要 (できるだけ具体的に記載します。)	消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」	有・無	
	給与等の支払の状況	区分	従業員数
給与等の支払の状況	専任者	人	
	従事者		
	使用人		
	計		
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出の有無	有・無	給与支払を開始する年月日	平成 令和 年 月 日

関与税理士

(TEL. - - )

整理番号	届出受付番号	A	B	C	番号確認	身元確認
0					<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 未済
届出受理日	通信日付印の年月日	確認印	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( )			
	年 月 日					

# B-3 事業承継特例 (死亡による事業承継の場合)

## 所得税の青色申告承認申請書

- 以下の要件が満たされていること。
    - 「5 相続による事業承継の有無」欄において「有」を選択していること。
    - 相続開始年月日が**申請日以前**であること。
    - 被相続人の氏名が事業を行っていた者の氏名と一致していること。
- 收受日付印が押印 (e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字) されていること。** なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知 (メール詳細)」を添付すること。

收受日付印が押印されていること。

1090

所得税の青色申告承認申請書

納税地  住所地・ 居所地・ 事業所等 (該当するものを選択してください。)

納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。

フリガナ 氏名 生年月日

職業 番号

令和 年 月 日 提出

令和 年 月 日 以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。

1 事業所又は所得の基因となる資産の名称及びその所在地 (事業所又は資産の異なるごとに記載します。)

名称 所在地

2 所得の種類 (該当する事項を選択してください。)

事業所得 ・  不動産所得 ・  山林所得

3 いままで青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無

(1)  有 (取消し・取りやめ) 年 月 日 (2)  無

4 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 年 月 日

5 相続による事業承継の有無

(1)  有 相続開始年月日 年 月 日 被相続人の氏名 (2)  無

6 その他参考事項

(1) 簿記方式 (青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを選択してください。)

複式簿記 ・  簡易簿記 ・  その他 ( )

(2) 備付帳簿名 (青色申告のため備付ける帳簿名を選択してください。)

現金出納帳 ・  売掛帳 ・  買掛帳 ・  経費帳 ・  固定資産台帳 ・  預金出納帳 ・  平形記入帳

債権債務記入帳 ・  補助定元帳 ・  仕訳帳 ・  入金伝票 ・  出金伝票 ・  振替伝票 ・  現金式簡易帳簿 ・  その他

(3) その他

関与税理士 (TEL - - )

税務署	整理番号	受付前日	A	B	C		
0							
税務署	通信日付印の年月日	確認印					
税務署	年月日						

「5 相続による事業承継の有無」欄において「有」を選択していること。

相続開始年月日が**申請日以前**であること。

被相続人の氏名が事業を行っていた者 (= 死亡した者) の氏名と一致していること。

# B-3 事業承継特例 (死亡による事業承継の場合)

## 個人事業者の死亡届出書

- 以下の要件が満たされていること。
  - 「死亡年月日」欄が**申請日以前**であること
  - 「参考事項」欄において「事業承継の有無」を「**有**」としていること
  - 「事業承継者」の氏名が申請者の氏名と一致していること

收受日付印が押印 (e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字) されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知 (メール詳細)」を添付すること。

收受日付印が押印されていること。

「死亡年月日」欄が申請日以前であること。

「参考事項」欄において「事業承継の有無」を「**有**」としていること。

「事業承継者」の氏名が申請者の氏名と一致していること。

第7号様式

### 個人事業者の死亡届出書

令和 年 月 日	届出者	(フリガナ) 住所又は居所 (〒 - - ) (電話番号 - - )	(フリガナ) 氏 名 印		
税務署長殿		個人番号			
下記のとおり、事業者が死亡したので、消費税法第57条第1項第4号の規定により届出します。					
死亡年月日	平成 令和 年 月 日				
死亡した事業者	納 税 地				
氏 名					
届出人と死亡した事業者との関係		事業承継の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		
参 考 事 項		事業承継者	住所又は居所 (〒 - - ) (電話番号 - - )		
		氏 名			
税理士署名押印		印 (電話番号 - - )			
※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号			
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理 年 月 日
	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他( )	
注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。 2. 税務署処理欄は、記載しないでください。					

# B-3 事業承継特例 (死亡による事業承継の場合)

## 準確定申告書の控え

- 以下の要件が満たされていること。

死亡年月日が**申請日以前**であること。

氏名の欄に相続人として申請者の氏名が記載されていること。

**收受日付印が押印 (e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)** されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「**受信通知 (メール詳細)**」を添付すること。

收受日付印が押印されている。

死亡年月日が申請日以前であること。

氏名の欄に**相続人として申請者の氏名**が記載されていること。

令和〇〇年 月 日 令和〇〇年分の 所得税及び復興特別所得税の 準確定申告書B

相続人氏名 **死亡年月日**

個人番号 ※ 個人番号は複写されません

住所

氏名

性別 職業 氏名・経歴 世帯主の氏名 世帯主との続柄

生年月日 電話番号 自宅・勤務先・携帯

収入金額等	所得金額	所得から差し引かれる金額	税算	その他
事業等 (7)	事業等 (1)	社会保険料控除 (10)	課税される所得金額 (26)	配偶者の合計所得金額 (49)
業 (8)	業 (2)	小規模企業共済等掛金控除 (11)	(26-27) 又は第三表上の①に対する税額又は第二表の① (27)	青色申告特別控除額 (51)
不動産 (9)	不動産 (3)	生命保険料控除 (12)	配当控除 (28)	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額 (52)
利子 (10)	利子 (4)	地震保険料控除 (13)	(特定増改築等) 区分 (29)	未納付の源泉徴収税額 (53)
配当 (11)	配当 (5)	寡婦・寡夫控除 (14)	政令等寄附金等特別控除 (30)	本年分で差し引く繰越損失額 (54)
給与 (12)	給与 (6)	勤労学生・障害者控除 (15)	扶養控除 (31)	平均課税対象金額 (55)
雑 (13)	雑 (7)	配偶者特別控除 (16)	住宅ローン減税特別控除 (32)	変動・臨時所得金額 (56)
短期 (14)	短期 (8)	基礎控除 (17)	災害軽減額 (33)	延滞納税額 (57)
長期 (15)	長期 (9)	雑損控除 (18)	再索引所得税額 (34)	延滞納出額 (58)
一時 (16)	一時 (10)	医療費控除 (19)	復興特別所得税額 (35)	選定される場合の所 (59)
総合課税 (17)	総合課税 (11)	寄附金控除 (20)	所得税及び復興特別所得税の額 (36)	郵便高 (60)
合計 (18)	合計 (12)	合計 (21)	源泉徴収税額 (37)	預金 (61)
			申告納税額 (38)	普通 (62)
			予定納税額 (39)	当座 (63)
			第3期分納める税金の税額 (40)	振替 (64)
			外国税額控除 (41)	口座振替 (65)
			源泉徴収税額 (42)	振替 (66)
			申告納税額 (43)	振替 (67)
			第3期分納める税金の税額 (44)	振替 (68)
			合計 (45)	振替 (69)
			延滞納税額 (46)	振替 (70)
			延滞納出額 (47)	振替 (71)
			延滞納出額 (48)	振替 (72)
			延滞納出額 (49)	振替 (73)
			延滞納出額 (50)	振替 (74)
			延滞納出額 (51)	振替 (75)
			延滞納出額 (52)	振替 (76)
			延滞納出額 (53)	振替 (77)
			延滞納出額 (54)	振替 (78)
			延滞納出額 (55)	振替 (79)
			延滞納出額 (56)	振替 (80)
			延滞納出額 (57)	振替 (81)
			延滞納出額 (58)	振替 (82)
			延滞納出額 (59)	振替 (83)
			延滞納出額 (60)	振替 (84)
			延滞納出額 (61)	振替 (85)
			延滞納出額 (62)	振替 (86)
			延滞納出額 (63)	振替 (87)
			延滞納出額 (64)	振替 (88)
			延滞納出額 (65)	振替 (89)
			延滞納出額 (66)	振替 (90)
			延滞納出額 (67)	振替 (91)
			延滞納出額 (68)	振替 (92)
			延滞納出額 (69)	振替 (93)
			延滞納出額 (70)	振替 (94)
			延滞納出額 (71)	振替 (95)
			延滞納出額 (72)	振替 (96)
			延滞納出額 (73)	振替 (97)
			延滞納出額 (74)	振替 (98)
			延滞納出額 (75)	振替 (99)
			延滞納出額 (76)	振替 (100)

復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

○ 収受事実を確認されたい方は、収受日付印を押しますので、申告書提出時に請求してください。(内容を証明するものではありません。)

※ 所得金額の証明が必要な方は、納税証明書をご利用ください。

○ この申告書を提出される方は、住民税・事業税の申告書を提出する必要があります。



## B-4 罹災特例（罹災の影響を受けた事業者）

2018年又は2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等を有する場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

### 適用条件

2021年の対象月の月間事業収入が、罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の同月の月間事業収入と比べて50%以上減少している。

### 給付額の算定式

$$S = A - B \times 3$$

S：給付額（上限30万円）

A：罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の1月から3月までの期間の事業収入の合計

B：対象月の月間事業収入

## 証拠書類等

確定申告書類（P.17～）

2020年分及び罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の分（給付額の算定に用いる年と同年分）を提出してください。

- 青色申告を行っている場合：確定申告書第一表の控え及び所得税青色申告決算書の控え
- 白色申告を行っている場合：確定申告書第一表の控え

対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳等（P.21）

申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し（P.22）

本人確認書類（P.23）

宣誓・同意書（P.24）

取引先情報一覧（P.25）

罹災証明書等（P.48）

## 給付額の算定例

算定例）2019年1月に罹災し、基準年を罹災日の属する日の前年である2018年とする場合（青色申告の場合）

		2018年		
月		1	2	3
万円		30	30	30

		2021年		
月		1	2	3
万円		30	20	10

50%以上減  
→ 対象月=3月

対象月の事業収入  
10万円

A：2018年の1月から3月までの事業収入 = 30+30+30=90万円

B：2021年の対象月の事業収入 = 10万円

S：90 - 10×3 = 60万円 > 30万円（上限額）

→ **給付額30万円**

## B-4 罹災特例（罹災の影響を受けた事業者）

### 罹災証明書等

2018年又は2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等を提出してください。

罹災証明書等は発行する地域によって名称が異なる場合があるため、同義の書類であれば証拠書類等として認められます。

<b>別紙</b>	
(整理番号)	
<b>罹災証明書</b>	
世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	
罹災原因	年 月 日の による
被災住家 <sup>※</sup> の所在地	
住家 <sup>※</sup> の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	
<small>※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)</small>	
(追加記載事項欄③)	
上記のとおり、相違ないことを証明します。	
年 月 日	
〇〇市町村長 印	

# 一時支援金 申請の手続き

## 通常申請

1. 申請の要件を確認する

2. 申請する

## 申請特例

1. 要件・証拠書類等を確認する

## 申請時の注意事項

**申請時の注意事項**

# 申請時の注意事項

**申請内容に不備がある場合は、不備修正を依頼します。その際には、審査に時間を要するので、申請前に、「申請時の注意事項」を参考に、申請内容が適切であるかをご確認ください。**

給付要件を満たさないおそれがある場合は、追加証憑の提出を依頼し、さらに審査にお時間をいただく場合があります。

## 添付書類全般に係る不備

1. 添付ファイルにパスワードが設定されている
2. 画像がぼやけて情報が判読できない
3. 撮影時の角度により、必要な情報が撮影範囲から見切れている



1. パスワードが設定されている



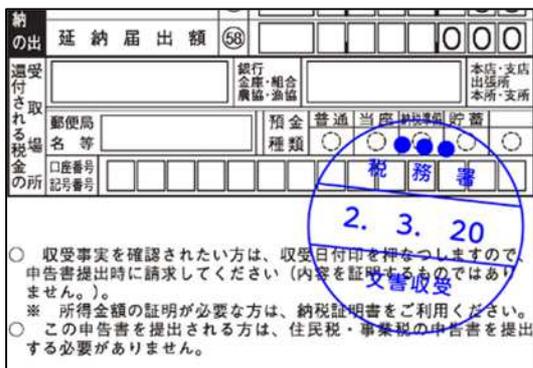
2. ぼやけている



3. 見切れている

## 確定申告書類等に係る不備

1. 確定申告書第一表ではなく、消費税の確定申告書が添付されている
2. 該当する年度のものではない古い確定申告書が添付されている
3. 申請画面で入力した年間事業収入金額と、確定申告書に記載されている年間事業収入金額が異なる  
収入金額の差異が新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金や新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体による営業時間短縮営業に伴い支払われる協力金などを除いたことによるものである場合を除く
4. 收受日付印がない
5. e-Taxの受信通知（メール詳細）の添付がない



4. 参考：收受日付印例



5. 参考：e-Taxの受信通知（メール詳細）

# 申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

## 確定申告書類等に係る不備

6. 申告内容の更正を請求している場合、更正の請求書ではなく更正通知書が必要になります

「更正通知書」は更正前・更正後の所得金額のみ記載されており、収入金額の把握ができないため、更正の請求を実施した際の計算元となった収入や経費を示す書類を追加で提出する必要があります

平成 年分所得税及び復興特別所得税の更正通知書

あなたが平成 年 月 日付された平成 年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求については、下の表のとおり更正します。この通知により減少する税額は、下の表の太い枠内となります。

区 分	更正前の額	更正後の額	差額(円)
所得金額			
所得控除			
課税所得金額			
所得税額			
復興特別所得税額			
合計			

参考：更正通知書

平成 年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求書

平成 年分所得税及び復興特別所得税について次のとおり更正の請求をします。

請求の理由(更正の事由)を記載してください。更正の請求は、更正の請求書に添付する収入や経費の記載に基づき行われます。

更正の請求をする場合、請求するに当たって必要となる収入や経費の記載を添付してください。

更正の請求は、更正の請求書に添付する収入や経費の記載に基づき行われます。

更正の請求は、更正の請求書に添付する収入や経費の記載に基づき行われます。

参考：更正の請求書



# 申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

## 氏名表記に係る不備

申請画面に入力した氏名と本人確認書類に記載されている氏名が一致しない

本人確認書類 (例)	不一致理由	書類上の表記	入力画面の表記
個人番号カード	改姓	ニホノタロウ	イジシエン タロウ
在留カード	英字表記	ICHIJISHIEN TARO	イジシエン タロウ

【不一致理由が改姓の場合】

氏名表記の不一致理由が改姓の場合、旧姓及び新姓の分かる公的書類の添付が必要になります

【不一致理由が英字表記の場合】

本人確認書類記載の氏名が英字/外国語表記の場合、入力内容も同様にする必要がございます

## 金融機関口座に係る不備

1. 通帳の表紙、1-2ページ目以外のページが添付されている
2. 普通・当座以外の口座が登録されている  
(貯蓄預金、通知預金、定期預金、融資返済専用口座：カードローン通帳の口座は受け付けられません)
3. 通帳の金融機関コードと登録された金融機関コードが一致しない  
(金融機関コードは銀行コードと表示されている場合もあります)
4. 通帳の支店コードと登録された支店コードが一致しない  
(支店コードは店舗コードと表示されている場合もあります)
5. 通帳の口座番号と登録された口座番号が一致しない  
(口座番号は7桁の半角数値です。7桁に満たない場合は、先頭に「0」を入力してください)
6. 通帳の口座名義と、登録された口座名義が異なる。  
(例えば、法人格を省略、屋号を追加する、使用不可能な文字が利用されている)

# 申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

## 口座を申請するときの注意事項

### 全般

金融機関の統合・合併等で古い通帳（口座情報）のままの申請、口座解約や口座が凍結されている等の場合、振込ができない場合がございます。振込可能な通帳かどうか取り扱い金融機関にご確認の上、申請をお願いいたします。

### ゆうちょ銀行の方

「記号・番号」ではなく、銀行使用欄に記載の「店名・店番・預金種目・口座番号」を入力ください。  
不明な場合は、ゆうちょ銀行のホームページ等でご確認ください。

### ネット銀行の電子通帳の方

金融機関コード・支店コード・口座名義(かか)を正しくご入力ください。

### 口座名義の入力

口座名義等に半角スペースがある場合は、半角スペースを忠実に入力ください。

例)誤：ｶﾞ ﾂｶﾞ ﾐﾔｲｼﾞ ﾂｴﾝｷﾝ      正：ｶﾞ ﾂｶﾞ ﾐﾔ ﾐｼﾞ ﾂｴﾝｷﾝ

小さい「ッ」や「ヨ」などは使用できません。大きい「ツ」「ヨ」などに置き換えてご入力ください。

例)誤：ﾆｯﾎﾝ      正：ﾆｯﾎﾝ

中黒点「・」は、ピリオド「.」又はスペースを使用してください。

例)誤：ｲﾝ・ﾆ・ﾝ      正：ｲﾝ.ﾆ.ﾝ 又は ﾐ ﾆ ﾆ

カナ長音文字(-)は、半角ハイフン、マイナス(-)を使用してください。

例)誤：ﾄ-ｷｻ-      正：ﾄ-ｷｻ

# 申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

## 口座を申請するときの入力例

不備内容	× 誤った例	○ 正しい例
通帳に記載のない入力をしている	ICHIJISHIEN	イチジ シン
名義の後に「サマ」を入力している	シセイ 〇 サマ	シセイ 〇
法人略語の相違 口座名義（カナ）の記載の通り ご記入ください	カ シカ イヤ	カ)
濁音で入力していない 口座名義（カナ）の記載の通り ご記入ください	カ シカイヤ	カ シガ イヤ

口座名義が不明な場合は、取り扱いの金融機関にお問い合わせください。

## 利用可能文字

数字	0123456789
英字	ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
かな文字	アイエオ カクケコ サシセソ タチツテ トニヌネ ノヒフヘホ マミムメモ ヲヨ ラリルロ ワン
濁点・半濁点	・ 。
記号	¥ . ( ) - / 「 」 スペース

# 申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

## 本人確認書類に記載された申請者住所に係る不備

- 本人確認書類に記載された住所と一時支援金の申請画面で入力された申請者住所が一致しない。  
本人確認書類に記載の通りに番地・ビルマンション名等までを入力しないことによる不備が多く発生しています。

本人確認書類（例：運転免許証）

氏名 日本花子 昭和61年 5月 1日生

住所 東京都千代田区霞が関2-1-2

交付 令和01年05月07日 1234567890

2024年(令和06年)06月01日まで

免許の条件等 眼鏡等

優良 見本

番号 第 012345678900

二種 平成15年04月01日 種 大型 中型 小型 特種

他 平成17年06月01日 類 原付 大 中 小

二種 平成29年08月01日

運転免許証 見本

〇〇〇〇〇 公安委員会

「番地・ビルマンション名等」含めて、本人確認書類に記載された住所通りに、申請者住所を入力してください。

引っ越しして住所が変更されている場合は、変更後の住所が確認できる本人確認書類を提出するとともに、引っ越し後の住所を入力してください。

一時支援金の申請画面

申請者住所 **必須**

「番地・ビルマンション名等」含めて、本人確認書類に記載された住所通りに入力してください。

郵便番号  [郵便番号から自動入力する](#)  
ハイフンなし7桁の半角数字

都道府県

市区町村

番地・ビルマンション名等   
※番地がない場合には「無番地」と記載してください。  
※全角で入力してください。

